

■耐震診断補助の概要■

①補助を受けることができる建築物及び要件

- 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（兼用住宅も可）で現に居住し、又はこれから居住しようとするもの
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐促法）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物で現に使用しているもの
- 原則として、昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築されたもの（木造住宅は、確認の有無を問いません）
- 耐震診断技術者* が行う耐促法に基づく耐震診断

※耐震診断技術者とは、建築士であって以下の講習会の受講修了者です。（木造住宅にあつては、H24年度以降に開催された講習会に限る。）

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習会（一般財団法人・日本建築防災協会主催）
- ・「既存木造住宅の耐震診断・改修」講習会（公益社団法人・大阪府建築士会主催）
- ・木造以外の建築物→「既存建築物の耐震診断講習会」（一般財団法人・日本建築防災協会主催等）

②補助の内容

- 木造住宅
耐震診断に要する費用(1100円/m²)の10/11又は1戸あたり5万円のうち、いずれか低いほう（限度額100万円）
- 上記以外の住宅
耐震診断に要する費用（面積単価により算出した額（要綱参照））の1/2又は1戸あたり2万7千円のうち、いずれか低いほう（限度額100万円）
- 特定既存耐震不適格建築物（幼稚園、保育所、病院等）
耐震診断に要する費用（面積単価により算出した額）の2/3（限度額133万2千円）
- 特定既存耐震不適格建築物（事務所、工場、飲食店等）
耐震診断に要する費用（面積単価により算出した額）の1/2（限度額100万円）
- 要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け建築物）
耐震診断に要する費用（面積単価により算出した額）
※法律により上限額までは100%補助